

平成13年環境省告示第77号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法

平成14年7月26日 奈良県告示第218号

（改正 平成16年5月28日 奈良県告示138号）

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示第77号。以下「告示」という。）第1の1ただし書の規定に基づき特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法を別表第1の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の1ただし書の規定に基づき特定排出水の量の計測方法を別表第2の上欄に掲げる要件ごとに当該下欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の3の規定に基づき用水量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排出水の量の計測方法を別表第3のとおり定め、告示第4の2ただし書の規定に基づき排水及び特定排水以外の排水の窒素含有量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第4の上欄に掲げる要件ごとに中欄及び下欄に掲げる計測法のとおり定める。ただし、別表第1中第6号に掲げる計測法は、特定施設が新たに設置され、又は特定施設の構造等が変更された日から2月を超えない期間に限り適用するものとする。

平成14年7月26日

奈良県知事 柿本善也

別表第1

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記1（三）又は（四）
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	同上

3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	同上
4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	同上
5 特定排出水の汚染状態が常に一定であると認められる場合	告示別記1(三)
6 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	同上
7 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記1(三)又は(四)

別表第2

要件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記2(三)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	同上

3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	同上
4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	同上
5 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	同上

別表第 3

要件	計測法	
	日平均排水量が 400 m ³ 以上である指定地域内事業場	日平均排水量が 400 m ³ 未満である指定地域内事業場
用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模な生活排水等の場合	告示別記 2 (一) 又は (二)	告示別記 2 (一)、(二) 又は (三)

別表第 4

要件	汚染状態の計測法		量の計測法	
	排水水	特定排水以外の	排水水	特定排水以外の

		排水水		排水水
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 2(三)	告示別記 2(三)
2 指定地域内事業場に特定排水水以外の排水水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる冷却水等の特定排水水以外の排水水の場合	-	告示別記 1(三) 又は(四)	-	告示別記 2(三)
3 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 2(三)	告示別記 2(三)
4 特定排水水以外の排水水の汚染状態が一定であると認められる場合	-	告示別記 1(三)	-	-
5 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 1(三) 又は(四)	告示別記 2(三)	告示別記 2(三)